

資料 2

感染者の発生に備えた対応について

令和 2 年 3 月 1 7 日

新型コロナウイルス感染症対策本部

市の施設やその他の公的サービスを行う施設において新型コロナウイルスに関連した患者が発生した場合は、市として緊急の対応が必要になるため、遺漏ない早期の情報入手と、事前準備を踏まえた適切な対応が必要である。

感染者の発生に備え、以下の点について取り組むこととする。

1. 連絡体制の確立

以下の 2 点について職員（嘱託・パート職員等含む）に周知徹底を図るとともに、次の関係団体等に対しても同様の対応について協力を依頼し、休日・時間外等の場合の連絡体制を確認しておくこと。

※関係団体等

- ・ 指定管理者、市の施設管理業務の一部を受託している法人等
- ・ 使用許可を得て市の施設内に事務所等を設置している法人等
- ・ 市の施設サービス業務の委託先事業所等、市に密接に関係のある事業所等
- ・ その他、瑞穂斎場組合や入間西部衛生組合等の一部事務組合

(1) 職員（施設によっては施設利用者を含む。）の健康管理の指導

- ① 毎日の健康観察による職員の健康状態の把握や、体調不良時の休暇取得を徹底すること
- ② 病状経過に応じ、帰国者・接触者相談センター（狭山保健所）へ相談すること

(2) PCR検査状況の把握

職員は、検査の実施決定及び判明結果について所属長（市職員以外の者は、本人の同意を得た上で、法人等から市の所管課長）へ連絡すること

★連絡を受けた場合の最初の対応

所管課長→健康福祉センター所長又は健康管理課長→危機管理課長

所管部長→副市長及び健康推進部長→危機管理監

2. 感染者が発生した場合に必要な対応の想定と準備

課内や市の施設職員、前述の各部関連施設で感染者が発生した場合の対応について想定し、準備すること。

想定される対応

- ① 埼玉県公表前の保健所からの状況聴取
- ② 保健所の指導の下、濃厚接触者の想定、職場の制限範囲の特定、施設閉鎖判断
- ③ 濃厚接触者の可能性のある職員の自宅待機判断
- ④ 施設名等公表範囲の県との協議
- ⑤ 施設の閉鎖等の場合の関係者への周知
- ⑥ 継続業務の実施方法の検討・準備
- ⑦ 記者発表・記者会見
- ⑧ ホームページ等への広報（感染者発生 of 広報＋業務変更の周知）
- ⑨ コールセンターの開設
- ⑩ 消毒

★実例

- ① 京都市右京区役所市民窓口課（臨時的任用の職員）
3月11日判明、13日まで業務停止（一部届出の預かりや他の区役所・郵送申請を案内）
- ② 京都市公営保育所（臨時的任用の保育士）
3月9日判明、出勤日の翌日から14日間臨時休所、全園児の保護者に対し健康観察を依頼。
- ③ 大阪府大手前庁舎（職員）
3月15日判明、庁舎の設備機器の保守・管理担当（4人自宅待機）